

全特長ビジョン(2020)

はじめに

平成24年10月に、全国特別支援学校長会は、特別支援教育が学校教育法に定められ、障害者の権利条約の批准を踏まえたインクルーシブ教育システム構築などの「これからの我が国の特別支援教育」を推進するために、全特長の目指す教育の指針として「全特長ビジョン 共生社会の礎を築く－特別支援学校からの提言－」をまとめました。さらに、平成25年度の第50回記念の研究大会で、この提言に「スポーツ・文化の教育の充実」を加え11の提言としました。

令和の時代が始まり、特別支援教育が学校教育法に定められてから12年が経過し、この間に様々な変化、進展が見られてきました。

こうした中、学習指導要領が改訂され、「予測不可能なこれからの時代を生き抜くための資質・能力」を育成する教育が実施されます。新しい学習指導要領では「学びの連続性」が重視され、小・中学校、高等学校等と特別支援学校の教育目標・内容が同じ方向で整理されています。

そして、中央教育審議会は、Society 5.0(狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ新たな新時代)における「これからの時代の教育の在り方」について議論を始めています。

特別支援学校の校長には、障害のある子供たちがこのような時代を生きるための力を身に付けるため、5年後、10年後の特別支援学校の在るべき姿を描き、所属職員が特別支援教育の担い手である自覚と使命感、そして確かな指導力をもって生き生きと働くための学校経営を進めることが求められています。

令和の時代を迎え、全ての会員が学校経営の基盤を再確認するとともに、国や都道府県等の教育委員会、あるいは社会全体に対する積極的な提言を行うべく、新たな全特長ビジョン(2020)を策定することとしました。

1 全特長ビジョン

全国特別支援学校長会は、共生社会の実現や障害のある子供たちの将来が希望にあふれように、下記のような未来像・展望・在るべき社会になることを目指します。

- 障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供たちのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援が行われること

- 障害のある人も、ない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合うとともに、障害者等が、積極的に社会参加・貢献していくことができるようになること

- 障害のある人が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるようになるとともに、学校卒業後における学びの支援、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援が行われること

2 特別支援学校の使命

全国特別支援学校長会は、全特長ビジョンを実現するためには、特別支援学校は、次のような役割・使命をもっていることを自覚し、校長として責任をもった学校経営を推進します。

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校組織を活性化させ、学校全体で取り組む教育活動の充実
- 新学習指導要領の改訂の趣旨に応じた教育の充実
- 特別支援学校の適正規模に基づく施設等の充実
- 障害のある個々の児童生徒の可能性を最大限に引き出す指導の充実
- 持続可能な開発のための教育(ESD)の実施
- 特別支援学校の教員の専門性の向上
- 児童生徒が安心して学べる教育環境の構築
- 学校と地域や学齢期における福祉機関等との連携の充実
- 就学前の機関や早期支援との切れ目のない支援の継続のための適切な引継ぎ等、連携の充実

<学校と地域や小中学校との連携等に関すること>

- 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- 障害のない子供との交流及び共同学習の充実(幼・小・中・高等学校との連携の充実)
- 小中学校や高等学校に在籍する、視覚障害や聴覚障害、発達障害、医療的ケアを必要とする児童生徒等の支援のための特別支援学校のセンター的機能の充実
- 特別支援学校と小中学校との円滑な転学相談・高等部への円滑な入学相談

<学校卒業後に関すること>

- 進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実(個別の教育支援計画の一層の活用)
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 体育・音楽・美術などの余暇活動に結び付く教育の充実
- 障害のある人が自信や生きがいをもって社会に参画していただくための取組の推進

3 提言

全国特別支援学校長会は、特別支援学校の使命を推進するため、次のような考えや意見を国や都道府県、社会に提案します。

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校を牽引するミドルリーダーの育成事業の推進
- 教員の働き方改革の推進と教員が子供に向き合える時間の確保
- 他校種からの特別支援学校の校長任用者への支援も含めた、校長の資質向上を図るための研究・研修活動等の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施と目指すべき方向の実現のための実践研究の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施におけた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研修会や研究成果の周知の充実
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加や大規模化(教室不足等)への対応と特別支援学校設置基準の策定
- 幼児児童生徒が減少している障害種別等や学校の学習集団の確保や教員の専門性維持のための施策等の検討
- 多様な専門職の配置と活用の推進(特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の人材を特別支援学校に配置するための経費の充実)
- 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実
- 小学部における教科担任制の導入など小中学部の教科学習の充実
- Society5.0時代の到来における遠隔教育の推進などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実
- 特別支援学校におけるプログラミング教育の充実に向けた取組の開発や特別支援学校版GIGAスクールの構築
- 特別支援学校におけるESD取組モデルの開発
- 各校における自立活動の指導の充実や「自立活動」の指導の研修の充実など特別支援学校の教員の専門性向上のために研修プログラムの開発
- 特別支援学校の教員の専門性向上のため全国の研修会や大学での研修へ参加が容易になるような機会の保証、経費提供等の制度の充実
- 教員養成大学における特別支援学校の教員養成のあり方の検討・充実
- 視覚障害や聴覚障害の特別支援学校教員免許状が取得できる大学の拡大
- 全ての特別支援学校の教員の特別支援学校教員免許状取得の義務化
- 全ての学校で医療的ケアが安全に実施できるための医療的ケアの体制整備や看護師の配置の充実、職層等に応じた医療的ケアに関する研修機会の充実
- 学校教育を支える教員以外の職種である看護師や介護士等の人材確保や人材養成の充実

- 医療の進歩に伴う特定行為以外の医療的ケアへの対応にあたっての安全な実施確保に向けた検討、ガイドラインなどの策定
- 大規模災害に備え、福祉避難所の設営計画の充実などの障害のある方を想定した安全確保・防災計画の充実
- 地域連携推進マネージャー等の配置など、学校と保護者と地域の障害児通所支援事業所等との連携の強化手法の開発と推進
- 文部科学省と厚生労働省の連携による聴覚障害のある幼児の乳幼児教育相談の充実
- 連携支援コーディネーターの配置等、早期支援や放課後等デイサービス事業所、就労支援機関との切れ目のない支援体制の構築

＜学校と地域や小中学校との連携等に関すること＞

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発の推進
- 特別支援学校へのボランティア等の導入方法の充実による特別支援教育への理解推進
- これからの学校教育を担う教員志望者への特別支援教育に関する理解啓発事業の充実
- 特別支援学校の児童生徒が、居住地校交流や学校間交流を十分に実施できる制度の充実
- 小中学校、高等学校における特別支援教育体制の充実
- 全ての学校で、視覚障害や聴覚障害、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする児童生徒を特別支援学校が円滑に支援できるための体制整備の充実
- 小学校、中学校、高等学校等管理職向けの特別支援教育に関する理解啓発や研修の充実
- 障害のある子供の一貫した教育支援の提供の保障のための学校間連携体制の充実
- 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障の充実

＜学校卒業後に関すること＞

- 特別支援学校における学校卒業後の卒業生のアフターフォロー業務の制度化
- 障害者の学びの場づくりに関するモデル開発や普及などの推進、障害者が学校卒業後も学び続けられる体制の整備
- 障害者の学校卒業後の学びを支援するための人材等の育成の推進
- 障害のある人が地域におけるスポーツ・文化・芸術活動に関わり続けられるための事業の展開
- 農福連携等、障害のある人が社会で活躍できる機会を増やすための省庁を横断した事業の推進
- 障害のある人が社会の積極的に参画し、活躍し、社会貢献できるような取組の推進